

使用料の減免（条例第7条第2項）

目的外使用料については、「市長が、特別の理由があると認めるとき」に減免することができます。

「市長が、特別の理由があると認めるとき」とは、以下の基準に掲げるとおりです。

使用料の減免については、広島市長が行いますが、福祉センターの受付において、次の基準(1)～(5)を説明し、使用料減免申請書（様式4）を提出させ、区生活課へ送付してください。

なお、この基準により難しい事例が生じた場合は、その取扱いについて区生活課の指示を受けてください。

また、使用料の減免を決定した後において、当該減免事由が消滅したと認められるときは、その減免の決定を取消し、所定の使用料を徴収してください。

[基準(1)～(4)]

	区分・団体の例示	減免申請の要・不要	減免の額
(1)	広島市が公用のために使用する場合	省略	全額
(2)	公共団体が公用のために使用する場合 ・地方公共団体 ・公共組合（土地改良区、土地区画整理組合等）	要	
(3)	公共的団体等が公共事業又は公益事業のために使用する場合 ・農業協同組合、森林組合、商工会議所、観光協会等	要	
(4)	広島市が後援する事業のために使用する場合 ただし、入場料を徴収しない場合に限る	要	

※広島市の公用使用について

「広島市が公用のために使用する場合」（以下「公用使用」という。）とは、広島市の行政機関（行政委員会を含む）が、行政目的を達成するために使用することをいう。

※市立学校関係の公用使用について

- ・市立学校の教職員が職務として開催する会議・研究会等の場として使用する場合は「広島市が公用のために使用する場合」に含み、公用使用として取り扱う。
- ・市立学校の部活動の練習等の場として福祉センターを使用する場合（申請者が学校長や指導教諭であるなど、学校としての公式的な使用である場合に限る。）は、「広島市が公用のために使用する場合」に含み、公用使用として取り扱う。

※公共的団体等について

基準内の公共的団体の他、公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わず、地方自治法第157条の公共的団体等とその範囲を同じくする。

- ① 設置について市町村の意思が関与（補助）しているもの
例：自治会連合会など
- ② 市町村の区域を以て設置する旨の法的根拠があるもの
例：社会福祉協議会、商工会など
- ③ 市町村の事業に大きく関与しているもの
例：観光協会、体育協会、文化団体など

（参考）地方自治法

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、それを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地についての事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上の必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

[基準(5)]

	区分	減免申請の 要・不要	減免の額
(5)	ホール、会議室等（和室仕様）の1室を区分して使用させる場合	省 略	以下のとおり減額

ホール、会議室等（和室仕様）の1室を区分してその2分の1、3分の1又は4分の1を使用する場合は、条例別表に定める額のそれぞれ2分の1、3分の1又は4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）を使用料とします。

【例1】「ホールの2分の1を4時間使用する場合」の使用料

区 分	計 算 方 法	金 額
3時間まで	4,230 (円) × 1/2	2,120 (円)
3時間を超える1時間までごと	1,410 (円) × 1/2	710 (円)
使用料 (計)	2,120 (円) + 710 (円)	2,830 (円)

【例2】「ホールの4分の1を4時間使用する場合」の使用料

区 分	計 算 方 法	金 額
3時間まで	4,230 (円) × 1/4	1,060 (円)
3時間を超える1時間までごと	1,410 (円) × 1/4	360 (円)
使用料 (計)	1,060 (円) + 360 (円)	1,420 (円)

【例3】「会議室（和室）の2分の1を4時間使用する場合」の使用料

区 分	計 算 方 法	金 額
3時間まで	1,380 (円) × 1/2	690 (円)
3時間を超える1時間までごと	460 (円) × 1/2	230 (円)
使用料 (計)	690 (円) + 230 (円)	920 (円)

【例4】「会議室（和室）の3分の1を4時間使用する場合」の使用料

区 分	計 算 方 法	金 額
3時間まで	1,380 (円) × 1/3	460 (円)
3時間を超える1時間までごと	460 (円) × 1/3	160 (円)
使用料 (計)	460 (円) + 160 (円)	620 (円)